

令和4年度

第7回定例農業委員会会議録

令和4年10月20日 開催

令和4年10月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和4年度 第7回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第11号

令和4年度 第7回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年10月13日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年10月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和4年10月20日 午前 9時00分

閉会 令和4年10月20日 午前 9時54分 (会期1日)

第1日目(10月20日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義		
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
		12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 1名参加

陶 福家 重夫

議事録署名委員 18番 藤重 英子 委員、 19番 丸尾 説男 委員

欠席 5番 森 健人 委員、 15番 滝川 廣男 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起

主査 三好 勇太

傍聴人 0人

議事日程

令和 4 年 10 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 青年等就農計画の認定について
- 第 10 議案第 8 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 4 年 10 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 4 年度第 7 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5 番 森健人 委員、15 番 滝川廣男 委員、の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、18 番 藤重英子 委員、19 番 丸尾説男 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

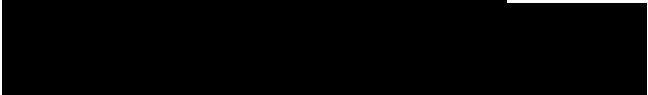
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 6 件です。

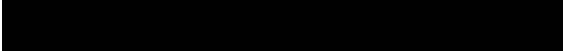
議案第 1 号-1

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 10 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は申請地が自宅から離れており、耕作が不便なため農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、申請地の隣接農地を耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が6,381.19㎡、借入地が22,785㎡で合計29,166.19㎡あり、この案件での取得予定が625㎡ですので、合わせて29,791.19㎡となり下限面積を超えています。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現状と同じく水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、35年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、耕運機、トラックを各2台、コンバイン、田植機を各1台、乾燥機を3台、農舎40㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約100m、軽トラックで1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

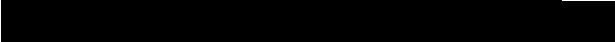
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

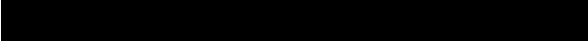
議案第1号-2

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額5万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、申請地の隣接農地を耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が1,302㎡、借入地が3,746㎡で合計5,048㎡あり、この案件での取得予定が269㎡ですので、合わせて5,317㎡となり下限面積を超えています。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現状と同じく水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター、軽トラックを各1台、農舎100㎡を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約20m、徒歩でも1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額91万円

申請地： 

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は遠方に居住しており所有農地を処分して農業廃止を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、申請地の隣接農地を耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 18,314 m²あり、この案件での取得予定が 1,363 m²ですので、合わせて 19,677 m²となり下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻、花、栗を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、トラックを各1台、農舎 50 m²を所有しています。また、水稻、花、栗の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 50m、トラックで1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 32万8千円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、申請地の近隣農地を取得し耕作予定である譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 6,083 m²あり、この案件での取得予定が 1,095 m²、また他2件での取得予定が 5,738 m²ですので、合わせて 12,916 m²となり下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現状と同じく柿を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、9年、農作業の従事日数は、180日で、機械の所有状況については、トラクター、耕運機、田植機、乾燥機を各1台所有しています。また、柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 500m、車で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-5

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 99 万 3 千円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、申請地の近隣農地を取得し耕作予定である譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 6,083 m²あり、この案件での取得予定が 3,312 m²、また他 2 件での取得予定が 3,521 m²ですので、合わせて 12,916 m²となり下限面積を超えています。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、芝生の栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、9 年、農作業の従事日数は、180 日で、機械の所有状況については、トラクター、耕運機、田植機、乾燥機を各 1 台所有しています。また、芝生の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 500m、車で 3 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-6

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 72 万 7 千円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており、申請地の近隣農地を取得し耕作予定である譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 6,083 m²あり、この案件での取得予定が 2,426 m²、また他 2 件での取得予定が 4,407 m²ですので、合わせて 12,916 m²となり下限面積を超えています。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、芝生の栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、9 年、農作業の従事日数は、180 日で、機械の所有状況については、トラクター、耕運機、田植機、乾燥機を各 1 台所有しています。また、芝生の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 500m、車で 3 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第

5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 4 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 88.77 m²

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 譲受人は、借家で妻と子 1 人の 3 人で同居していますが、これから父母が高齢になるため、近い将来介助が必要となることも考え、父母の近くで分家住宅を計画しました。申請地は、父母の居宅から東に約 20m と父の所有地の中で最も居宅に近くにあり、なおかつ農業上の支障も最も小さいことから選定したものです。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 300 万円、建築費 1,500 万円
自己資金 0 万円、借入金 1,800 万円

【期間】 令和 4 年 12 月 1 日（許可後）～令和 5 年 5 月 31 日

【造成】 盛土 花崗土 H=1.2m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=1.55m（南・北・東側）

【排水】 雨水：溜桝を設置し地先町道内設置のヒューム管へ放流
污水：合併浄化槽を設置

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-2

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 130.01 m²

申請事由： 非農家の自己住宅、道路用地

説明：【理由】 譲受人は、現在借家で妻と 2 人で同居しています。申請地が、商業施設や病院、駅やバス路線に近いこと生活の利便性や交通の便が良いことから、住宅を建築し新たな生活の拠点とするよう計画したものです。

また申請地の南側農道ですが、幅員が狭いため申請地の一部を道路として整備し綾川町へ公衆用道路として寄附する予定となっています。宅地部分と道路部分を分筆せず転用申請を行っている理由ですが、現在町が公衆用道路として寄附を受ける場合には道路として整備された後でないと受けないとの取扱いとなっています。本件については道路部分の造成は宅地部分の造成と併せて行う計画であるため、転用申請前に分筆を行わず、許可後に造成工事を行い道路部分を町へ寄附することになっています。

【資金】 土地代 850 万円 造成費 300 万円、建築費 3,000 万円
自己資金 0 万円、借入金 4,150 万円

【期間】 令和 4 年 12 月 1 日（許可後）～令和 5 年 11 月 15 日

【造成】 盛土 花崗土 H=1.2m 切土 なし
境界コンクリート（西側、敷地内） H=0.6m
コンクリート擁壁（北側、東側） H=1.7m

【排水】 雨水：溜柵を設置し北側水路へ放流
污水：合併浄化槽を設置

【他法令許可】 県道道路工事承認

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-3

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： その他の業務用地

施設の概要： 調整池

申請事由： 洪水防止用調整池

説明：【理由】 申請地は にある の建設に伴い、
災害の防止として計画されたもので、平成 9 年に設置されました。 は、

と締結した安全対策及び災害の防止を図るための覚書に基づいて調整池を設置したことから、農地転用許可の必要性については既に協議済みであると認識していました。しかし令和2年頃、土地所有者が実施する他の転用事案について審査している際に、本件調整池について発見し、転用許可の必要性について県を通じて農政局へ確認したところ、転用許可が必要な案件であることが発覚し、是正を求めていたものです。

また、本件調整池については令和2年10月に一時転用の許可申請が既に行われておりましたが、調整池としての機能が3年以上継続することから、より永久転用での申請が望ましいとの指導があり、今回改めて永久転用として申請が行われたものです。なお、申請地については、を撤去し、土地改良事業における区画整理及び水路・農道等の整備を行う計画としています。

【資金】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 4,900万円

自己資金 4,900万円、借入金 0万円

【期間】 平成9年7月25日

【造成】 盛土 なし 切土 H=4.0~6.5m

コンクリート擁壁 L型擁壁 H=2.96~3.58m

重力式擁壁 H=1.49~1.50m

【排水】 雨水：調整池より北西側水路へ排水

汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第2号-4（8月除外）

地図・図面：

申請地：

地種： 第2種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： その他の業務用地

施設の概要： 重機・車両置場

申請事由： 車両置場

説明：【理由】 申請人は、主として一般土木建築工事業を営む法人です。申請地近隣に事務所を構え、申請地の隣地に倉庫及び重機・車両の駐車場を保有しておりますが、事業の拡大に伴い重機・車両の台数が増加し、現有駐車場では賄いきれなくなっております。

新たな駐車場用地を探していたところ、隣接農地の所有者が土地の処分を考えていたため、利便性も良いことから新たな駐車場整備を計画し、申請に至ったも

のです。

- 【資金】 土地代 8 万円 造成費 42 万円、建築費 0 万円
自己資金 50 万円、借入金 0 万円
- 【期間】 令和 4 年 12 月 1 日（許可後）～令和 5 年 2 月 10 日
- 【造成】 盛土 なし 切土 H=0.7m
コンクリート擁壁 なし
- 【排水】 雨水：溜柵を設置し既設水路を經由し南側水路へ放流
汚水：なし
- 【他法令許可】 該当なし
- 【水利】 ██████████
- 【隣接同意】 該当なし

以上、4 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 3 号現況証明について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 3 号-1

地図・写真： ██████████

申請地： ██████████

現況地目： 山林原野

利用状況： 原野

申請人： ██████████

申請理由： 申請地は、水利の便が悪く耕作に不適であったことから昭和 55 年頃から耕作されておらず、40 年程度経過したことにより雑木が生茂り森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.7～P.11 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 9件 合計 29,314 m²

内訳

新規契約： 1～4番 4件 13,897 m²

更新契約： 5～9番 5件 15,417 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.12～P.27をご覧ください。

契約件数： 32件 合計 73,439 m²

新規契約： 30番 1件 807 m²

更新契約： 1～29番、31・32番 31件 72,632 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1～6番を [] へ、7～29番を [] へ、30番を [] へ、31・32番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について事務局より説明を願います。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。

今月は、更新3件の申請がありました。

議案第6号-1 (更新)

予定認定番号： 24-1-再2号

申請者： []

住所： []

生(設立)年月日： []

作目・部門名：(R9目標) 鉢花(カリブラコア、ラベンダー、オステオスペルマム他)

目標所得： 450万円

年間労働時間： 2,000時間

説明： 年に1回転しかできず生産効率が悪かったハイビスカスの生産をやめ、カリブラコアの増

産や新品種のコリウスの導入などに切り替えることで生産の回転数を増やし、生産量増加及び所得向上を図る計画となっています。

議案第 6 号-2 (更新)

予定認定番号： 24-3-再 2 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生 (設立) 年月日： [REDACTED]

作目・部門名： (R9 目標) ブドウ (緑系・黒系：各無加温又はトンネル)

目標所得： 435 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： 現在は成木が中心で収量は最大となっており、所得目標も達成しています。今後は継続的な収量確保を目指すために、計画的な改植を行う計画となっています。今回の計画の中では、黒系の無加温を改植する計画であるため 10 a 当たりの収量が黒系のトンネルと比べて下がる計画となっています。

議案第 6 号-3 (更新)

予定認定番号： 24-4-再 2 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生 (設立) 年月日： [REDACTED]

作目・部門名： (R9 目標) 水稻、麦

目標所得： 375 万円

年間労働時間： 450 時間

説明： 麦については十分な反収が得られているため、主に水稻について改善する計画となっています。代かき後の水管理が不十分であったためにジャンボタニシや雑草を抑えられていなかった現状を踏まえ、代かき等の適期適正管理を徹底することで反収向上を図る計画となっています。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい、青年等就農計画の認定について説明します。

今月は、変更 1 件の申請がありました。

予定認定番号： 就農 R3-3 (変 1)

申請者： [REDACTED]

住 所： [REDACTED]

生年月日： [REDACTED]

営農類型： 苺

生産量目標：(令和8年度目標)

苺 旧：11.0 a 5,000kg (10 a 当り 4,545 kg)

新：20.0 a 8,400 kg (10 a 当り 4,200 kg)

所得目標：旧：3,600 千円

新：4,100 千円

労働時間：2,400 時間

説明： [REDACTED] ですが、令和3年4月から令和4年3月まで、JA香川県農業インターン事業を活用し、令和4年4月1日より認定新規就農者となった方です。今回の変更では、就農当初に計画していたイチゴのハウスに加えて、新たにハウスを借りることができたため、現状に合わせて経営面積及び所得目標を修正しています。なお、ハウスが増えたことによる労働力は臨時雇用でまかなう計画ではありますが、10 a 当りの収量については無理のないように当初計画の4,545 kgから今回計画では4,200 kgへ引き下げています。

以上ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第8号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が1件です。

議案第8号-1 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅の宅地拡張 (進入路)

土地所有者： [REDACTED]

借受人： なし

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅 2 階建 2 棟 321.49 m² (既存)
倉庫 2 階建 1 棟 83.72 m² (既存) 合計 405.21 m²

【資金内訳】 土地代 0 円、造成費 100 万円、建築費 0 円
合計 100 万円 <内訳> 自己資金 100 万円、借入金 0 円

【変更を必要とする理由】

本案件の併用地の住宅は、8 月の委員会で転用申請があった農家住宅です。敷地の一部と宅地への進入路が無断転用となっていたため、解消をしたものです。

この、無断転用を解消した進入路部分 [REDACTED] と、その西側農地 [REDACTED] を使用し、申請人の子の分家住宅を建築する計画があり、既存進入路が住宅敷地となり使用できなくなるため、新たな進入路の設置が必要となりました。

所有地で設置場所を検討したところ、家屋の配置及び県道との位置関係から、農振農用地以外に適地がなかったため、最も縁辺部に位置する当該申請地に新たな進入路設置を計画し、申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和 5 年 2 月

【造成】 花崗土による盛土 H=～0.55m、切土～0.40m
コンクリート擁壁設置 0.8～0.9m、法面 1：1.8 (種子吹付等はない)

【排水】 雨水：既設溜枡から HP φ 800 暗渠水路へ放流
汚水：公共下水道へ接続

【利用率】 有効敷地面積 1302.06 m²、建築面積 405.21 m² 31.12% (≧30%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] [REDACTED] 及び [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 8 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について、事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 1 件です。

報告 1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人：

申請地：

解約日：令和4年10月1日

説明：耕作目的による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第8号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第7回定例農業委員会を閉会いたします。

午前9時54分

閉会